

平成26年2月7日

消費税転嫁対策特措法に係る転嫁カルテル・表示カルテル についての説明会のお知らせ

平素より経済産業政策にご理解・ご協力を賜りましてありがとうございます。

「消費税転嫁対策特措法」において、事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に届け出ることにより、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル・表示カルテル）を独占禁止法に違反することなく行うことができます。

転嫁カルテル・表示カルテルについて、内容や届出方法等をご理解いただくため業界団体向けの説明会を開催することといたしました。つきましては、参加についてご検討いただくとともに、傘下の関係団体等にもご案内いただけますようお願いいたします。

1. 日時 : 平成26年2月24日（月）15:00～16:00
2. 場所 : 経済産業省 本館2西8共用会議室（本館2階 西8）
（東京都千代田区霞が関1-3-1）
※会場となる会議室はお申し込み状況により変更する場合がございます。その際は参加される方に改めてご連絡させていただきます。
3. 内容（予定）
 - (1) 消費税転嫁対策特別措置法で認められた転嫁カルテル・表示カルテルの制度の概要
 - (2) 届出書の書き方と留意点
 - (3) 質疑応答

参加を希望される方は、別添申込書に必要事項を記入いただき、2月19日（水）17時までに提出いただけますようお願いいたします。

※ 参加者多数の場合、一団体あたりの参加人数を制限させていただく場合がございます。

※転嫁カルテル・表示カルテルについては、こちらをご参照ください。

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/todokede-2.html>

（公正取引委員会ホームページ）

お問い合わせ先・申込先 経済産業省競争環境整備室 清水、大城 電話 03-3501-1550
--

会場案内図

経済産業省 本館2西8共用会議室（本館2階 西8）
（東京都千代田区霞が関1-3-1）

【地図】



【最寄り駅】

東京メトロ霞が関駅（丸の内線・日比谷線・千代田線）

本館へはA12a出口、別館へはC2出口が最寄り出口です。

銀座線は虎ノ門駅7番出口、都営三田線は内幸町駅日比谷寄り出口が便利です。

消費税転嫁対策特措法に係る転嫁カルテル・表示カルテル
についての説明会
申 込 書

申込日：平成26年2月 日

団体名	
部課・役職名	
参加者	
電 話	
F A X 番 号	
メールアドレス	

※1つの団体から複数参加される場合、参加者の欄に参加される方全員のお名前を記載ください。

※会場の変更等でご連絡させていただくこともございますので、電話番号等は必ず記載ください。

お申し込み先（メール又はFAXでお申し込みください）

メール：kyoso@meti.go.jp

FAX：03-3501-6046